

文京区6月議会一般質問一問一答全文掲載

手続きは行政の命 その過程を残すのが公文書	2
市民との対話	5
竹早公園・小石川図書館一体整備について	5
災害対策	7
事前復興について	7
避難所について	9
子どもの最善の利益～教育センターのあり方	9
家庭任せにしない包括的性教育	11
まちづくり：児童数増と学校インフラの不平等について	12
障害者への合理的配慮について 法令遵守は？	13
子どもの貧困への対応	15
若者支援について	16
老いることの不安	17
「共同親権」について	18
地方自治法の改正について	19

クリックで該当ページへ飛べます

成澤区政で見えた事実を目を向けて、質問を組み立てました。区政への信頼につながる答弁を期待しています。

◆ 手続きは行政の命 その過程を残すのが公文書

Q 海津

区長は令和3年に「本区では行政情報管理規則などにに基づき、公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえた適正な文書管理を行っております」と答弁されました。しかし、実態は異なります。施策決定までの過程がまったく記録されていないことが明らかになりました。

平成27年2月、関東財務局から小日向2丁目国有地の活用について問い合わせがあり、文京区は政策調整会議を経て、特別養護老人ホームの開設用地と小日向台町幼稚園の移転用地として取得要望を出しました。その記録は残っていますが、その後、約4年間、関東財務局と打ち合わせを行っていながらも、記録がまったく存在しません。一方で、関東財務局は、区との打ち合わせを公文書として残しています。その中には、文京区が希望していた、令和2年3月まで幼稚園を認定こども園として国有地に移転するためのやり取りも記録されています。

事業展開をする政策決定までの公文書記録がないことは、行政の透明性と説明責任の欠如を意味します。このような状況では、政策決定の過程や根拠が不透明になり、区民が行政の活動を理解し、信頼することが難しくなります。また、政策の是非や効果を評価することも困難になります。その結果、行政の不正や権力の乱用などが隠蔽される可能性が高まり、民主主義の健全性が損なわれる恐れがあります。

文京区はなぜ打ち合わせ記録を作成していなかったのでしょうか。文書化に不都合な点があったのでしょうか。担当者個人の問題ではなく、当時の管理職は記録が作成されていないことに、問題はなかったのでしょうか。関東財務局では、記録には目を通した管理職5人が捺印する形式で共有されています。文京区には打ち合わせを共有するシステムがなかったのだとすればそこに大きな課題があります。庁内での調査チームや第三者による検証は重要だと考えます。伺います。

そもそも、小日向2丁目国有地の活用に対して、幼稚園を認定こども園化して移転することを要望したのは、住宅街に建つ立地等から困難が予測されたからで、至極まっとうな、合理的な選択です。また、政策調整会議を経て決定しています。それにもかかわらず、変更する際には、「なぜ」政策調整会議も事務調整会議も開かず、移転をやめたのか。関東財務局の公文書によると「区内部で検討を行った」ことになっています。しかし、その検討過程の文書もありません。これが、区長の言われる、適正な文書管理なののでしょうか。伺います。

さらに令和2年6月9日の関東財務局の記録には、文京区から「区内部での検討を行った結果、特養については進めていくが、認定こども園部分は白紙となった」と報告があったことが記載されています。しかし、文京区が作成した関東財務局との打ち合わせ記録にはそのような発言記録はありません。なぜ文京区は打ち合わせ内容を明確に記録として残さなかったのでしょうか。

公文書に記録する内容は、区がその必要性を判断するものではなく、区民が検証できるように発言した内容をすべて記載すべきです。公文書は行政の透明性を確保し、区民に対する説明責任を果たすための重要な手段です。したがって、すべての発言内容を公文書に記録し、公開することが求められます。これにより、区民が行政のプロセスを適切に検証できる環境が整い、信頼性の高い行政運営が実現します。関東財務局に残されている内容を区が記録していないことは、記録そのものへの信頼性が損なわれます。伺います。

小日向台町小学校・幼稚園の改築に向けて、幼稚園の仮設園舎を月額約1000万円で借り上げることが決まり、今年度の補正予算に組まれます。工事期間の短縮に向け、仮設園舎の実現は良かったことです。一方、これまでの過程は納得がいきません。

区立幼稚園の認定こども園化は、平成28年8月の「文京区立幼稚園の認定こども園化検討委員会報告書」に基づき、校舎の改築・改修に合わせ、これまで順調に進められてきました。区が関東財務局に、小日向台町幼稚園の移転を中止した理由として「コロナ禍で検討委員会が開催できない」ことを挙げているのは、区の方針とも違い後付けに過ぎないと考えます。

移転が実現すれば、工事期間の短縮や校庭の確保、仮設園舎の不要化が可能でした。そうした検討が行われたかどうか記録がないため不明です。区長は、子どもの最善の利益を考えるリーダーとして、幼稚園の移転中止をしたことについて、現時点で、どのように評価しているのでしょうか。また、仮設園舎に必要な予算は、幼稚園舎が完成するまでどのくらいかかるのでしょうか。記録がなく検証もできない中で、税金の有効活用という視点から、幼稚園の移転中止が適切だったのか、合理的な説明をお願いします。

こうした様々な問題の背景に組織風土の問題はないのでしょうか。

今後、どのような文書管理を区民に約束いただけるのか。伺います。

A 成澤区長

まず、文書管理についてのお尋ねですが、小日向二丁目国有地の活用にあたり、関係機関と協議する際には、当時の行政需要等を踏まえながら、協議を行い、その協議結果に基づいた、行政文書を作成することで、管理を行っておりました。

区の政策決定に至る過程においては、日々の業務を通して、思料するものもあり、その結果、記録や資料等の文書が、残されていないものがあることは、事実としてあり、本件において、政策過程が、一部記録されていなかったことは、認識しております。

文書の作成基準について、調査チームや第三者による検証を行う予定はありませんが、行政情報、管理規則などに基づき、公文書等の管理に関する法律の、趣旨を踏まえた、適正な文書管理と、研修等の機会を通じた、周知徹底を、さらに図ってまいります。また、規則などに、具体的な定めがないことから、全庁的な基準の制定に向けて、引き続き、検討を進めてまいります。

適正な文書管理を行っていくことで、行政の透明性を確保し、区民の知る権利を保障することができる、信頼性の高い、組織風土の醸成に、取り組んでまいります。

なお、議員ご指摘の、幼稚園等の移転については、平成27年度より、国に対して要望しておりました。本件については、検討の期間が長かったため、一定期間、調整会議等を実施していない時期もございましたが、国有地活用の、最終的な意思決定を行った、令和4年度までの間に、幼稚園が移転する場合の、具体的な要件のほか、当該土地の活用方法や、形状等について確認を進め、様々な可能性について、検討してきたものです。今後、案件に応じた、適切な会議や記録が行えるよう、進めてまいります。

次に、幼稚園が移転されなかったことについてのお尋ねですが、先ほども申し上げたように、本国有地については、平成27年度より、国に対して活用を要望し、その後、当該土地の活用方法や形状

等について確認を進め、様々な可能性について、検討してまいりました。その後、令和2年度に、当該土地の、活用方針を作成するにあたり、改めて、全庁的に確認したところ、幼稚園の移転先としての活用は、小日向台町小学校等、改築基本構想検討委員会において、小学校と幼稚園の、一体的な整備について、方向性が定まっておらず、その時点において、決定するための判断が難しかったことから、それ以外の活用方針で、取りまとめ、国に提出したものです。

国有地については、国による、留保財産の指定に伴う手続きや、傾斜地の対応など、協議すべき事項が、山積していたことから、時間を要しましたが、特別養護老人ホームを中心とする、整備に向けた対応を進めており、様々な行政需要と、諸条件を、総合的に判断し、必要な検討を行った上で、適切な対応をしたものと、捉えております。

A 教育長

小日向台町幼稚園の仮設園舎等についてのお尋ねですが、仮園舎については、賃貸借契約を締結する予定であり、今年度必要となる経費は、設計費を含めて約2億3千万円となります。来年度以降は、賃料及び内装改修工事費等が発生する見込みですが、具体的な工事内容等が確定していないため、現時点において、経費の総額をお示しすることはできません。

学校の改築にあたっては、令和2年3月に策定された文京区教育委員会教育指針において「隣接する施設等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討する」とされております。そのため、小日向台町幼稚園の移転については、小学校の改築とあわせて議論する必要がありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、改築の方向性を検討する改築基本構想検討委員会を一度も開催できない状況にあったことから、その時点において、判断することは難しかったため、移転についての要望は出しておりません。

海津の考え

区長の答弁は、行政における文書管理の重要性を軽視しているように思われます。行政の透明性と信頼性は、政策決定の過程を記録に残すことで初めて確保されるものです。

まず、区長は「区の政策決定に至る過程において、日々の業務を通して、思料するものもあり、その結果、記録や資料等の文書が残されていないものがある」と答弁しています。しかし、日々の業務での判断が政策決定に大きな影響を与えることが多く、その記録がないことは重大な欠陥です。

また、区長は「調査チームや第三者による検証を行う予定はない」としています。しかし、幼稚園の移転中止により、今後少なくとも約6年間で総額約7億円の仮園舎費用が必要となります。移転が実現していれば不要な支出です。「なぜ、幼稚園移転が中止されたのか」を内部調査や外部の検証で明らかにすべきです。

さらに、幼稚園移転を取りやめた理由を「コロナの影響で検討委員会を開催できなかった」としていますが、これは後付けに過ぎません。住宅街にある小日向台町小学校・幼稚園の改築が困難という合理的な理由で幼稚園移転を国に要望している以上、ZOOMなどで検討会を開催できたはずですが、しかし、実際には特別養護老人ホームのための移転中止という一択だったのではないかと思われます。

行政の命は「手続き」にあります。政策決定の過程を記録に残し、区民が検証できるようにして初めて「適切な手続き」と言えます。行政の透明性を確保できていない組織風土が成澤区政の下で醸成されている現状では、チェックの重要性が増しています。

なぜ政策過程の記録がないのかを検証し、その誤りを正す策を講じない限り、同様の問題は再発します。区長の「検証しない」という判断は、公文書が民主主義の根幹であるという意識が希薄であることを示しています。

市民との対話

Q 海津

区民参画を謳い、重要な政策や計画を定める際にパブリックコメントを実施しています。しかし、寄せられた意見はほとんど計画に反映されていません。区へ声をあげても無駄だという思いを醸成させるための工程なののでしょうか。
計画案を所管課が作成する前に、現状の計画に対してパブコメを行い、意見聴取のワークショップ等を重ね、寄せられた意見を反映した計画素案を作成できるスケジュールにするなど改善し、区民と共に作る計画にしてこそ、区民参画を謳う文京区らしいのではないのでしょうか。伺います。

A 成澤区長

区では、計画等の策定にあたって、「区民参画の手続に関する指針」に基づき、多様な手続きを組み合わせることにより、区民参画を進めており、パブリックコメントについても、広く区民の皆様から、ご意見をいただき、可能な限り、計画等へ反映しております。
現状の計画に対して、パブリックコメントを行う考えはございませんが、計画素案の作成にあたっては、区民委員を含めた、審議会やワークショップ等を行うほか、必要に応じて、アンケート等を実施し、幅広く、聴取した意見を、反映できるよう、努めております。また、ワークショップや、パブリックコメント等においては、時には、当該計画の範囲を超える意見もあるため、計画への反映だけでなく、いただいたご意見を、庁内で共有し、直接施策に反映するなど、様々な活用を図っております。
なお、本区では、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定に向けた、取り組みを進めており、その中で、子どもの意見聴取についても、検討しているところです。議員ご指摘のとおり、意見聴取の手法やタイミングは、様々であるため、子どもを含め、幅広い意見を、効果的に収集できるよう、多様な手法を研究していくとともに、いただいたご意見を、できる限り反映し、区民とともに、有意義な計画作りに、努めてまいります。

海津の考え

区長の答弁は、意見の反映や意見聴取の手法について現状の手法を繰り返して「やっています」と述べているだけで、具体性に欠け、実効性が不明瞭です。区民の意見を適切に反映し、透明性を高めるためには、具体的な手法や事例を示すとともに、計画の作成スケジュールの見直しなども提案することが求められます。

また、こども基本法において、地方自治体は、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められているだけに、子ども・若者の意見が反映された「実感」が持てるようにすることが重要です。

竹早公園・小石川図書館一体整備について

Q 海津

魅力ある公園づくりやスポーツ・学びの拠点の整備を掲げ、竹早公園・小石川図書館の一体的整備が進められています。豊島区では、雑司ヶ谷公園の整備に際し、区が契約したコンサルティング会社と区民が直接対話を重ねた計画で、満足度の高い結果を得ています。文京区は、所管課とコンサルティン

グ会社の対話による「中間のまとめ」を提示しました。区民が意見を出しやすいようにたたき台を作成することは理解できます。

しかし、所管課との作成はコストや時間の面で効率的ですが、区民のニーズが十分に反映されないリスクがあります。豊島区のようにコンサルが区民と直接対話することで、区民の意見が反映され、信頼性や実効性が高まります。

実際、中間のまとめに対して、区民のニーズが反映されていないという疑念が広がっています。豊島区のような手法に踏み出す考えはないのでしょうか。実施中の「中間のまとめ」について意見募集のあり方を伺います。

区民の多様な状況を考慮し、紙媒体での計画案提供も並行して行うことが重要です。これにより、すべての区民が計画案にアクセスし、意見を提出する機会が確保され、民主的な意思決定プロセスが維持されます。ところが、「中間のまとめ」は区のHP上の資料を読むか自分で印刷するしかなく、ペーパーレスの一環として印刷物を用意していません。所管課等での閲覧がせいぜいで、じっくり読むことが困難です。区民参画を約束する文京区の姿勢に反するものです。改善の余地はあると考えますが、区の見解を伺います。

園庭のない保育園や校庭不足など区が抱える課題解決のためにも、子どもの最善の利益を設計に反映させることが不可欠ですが、中間のまとめは不十分と考えます。寄せられた意見について、中間のまとめに書かれたテニスコート5面などを前提で検討するのでしょうか。意見をどのように整理し反映していくのか、その手法を伺います。

A 成澤区長

本計画については、本年1月に、中間のまとめをお示しした以降、図書館機能の、さらなる拡充を望むご意見に加え、図書館の一部が、地下に配置されることへの懸念や、ボール遊びができる環境の維持や、テニスコートの面数についてなど、多くのご意見をいただいております。施設利用者をはじめ、近隣住民の皆様、関心や期待が、高いことを、改めて認識しております。

区としましても、こうした様々なご意見を踏まえ、図書館、公園及び、テニスコートについて、それぞれ必要な機能を整理するとともに、限られた敷地を、有効活用する手法の一つとして、立体都市公園制度の活用も含めた、さらなる議論が、必要と考えております。

一方、既存の、都市公園に、立体都市公園制度を適用する場合は、原則とし、地下を利用することや、公園の機能・効用の低下は望ましくないことが、国の運用指針で示されております。建設的な議論を行うにあたっては、施設整備に関連する、こうした様々な法規制や条件等について、区民の皆様と共有した上で、議論を深めることが、重要と、考えております。

現在、パネル展示型の説明会の開催と、中間のまとめに対する、ご意見を募集しているところですが、寄せられたご意見も踏まえながら、今後、勉強会やワークショップ形式で、議論を深めるなど、議員ご提案の手法の検討も含め、区民参画による検討を進め、基本計画を、まとめてまいります。

なお、現在実施中の、パネル展示につきましては、展示会場に印刷した資料も用意し、必要な方は持ち帰ることができるよう、対応しております。

海津の考え

これまで文京区が実践してきた区民参画は、「区民が実感できない区民参画」と言えるでしょう。これからは、自分も参画して「区と共に、より良い図書館・公園を創れた」と感じられる手法で進むことを期待しています。

また、完成した図書館・公園に訪れた誰もが「私のことも考えて造られている」「私のことが忘れられていない」と感じられるよう、多様な当事者の声を拾い集めた計画になることを注視していきます。

◆ 災害対策

Q 海津

首都直下地震では、2万3000人の死者が出ると政府は想定しています。区長は在宅避難の重要性を強調し、多くの区民も避難所より住み慣れた我が家での生活を望んでいます。区長は在宅避難に向けた備蓄の重要性を訴え、防災用品の配布および購入費用として約9億円を計上しました。しかし、住居が崩壊してしまっただけでは備蓄も役に立ちません。

防災対策は、まず自助が基本であり、区民は日頃から正しい知識を持ち、自主的に備えることが重要です。しかし、災害前の公助の強化によって被害を抑え、共助や自助の効果がより発揮されます。区長はどのようにお考えですか。

A 成澤区長

防災対策は、自らの安全は、自らが守る「自助」を基本としつつ、地域で助け合う、「共助」と、行政が果たす「公助」と、連携を図りながら、防災・減災に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

そのため、区としても、発災前に、「公助」の役割を強化していくことに努めており、さまざまな団体との災害協定の拡充や、災害対策本部機能の強化に加え、避難生活環境の、改善・充実に、必要な備蓄物資の配備等を推進するとともに、「自助」「共助」の連携が、効果的に発揮されるよう、区民防災組織の活動支援等にも、努めております。

海津の考え

答弁からは「公助」の役割を強化している具体的な施策が示されていません。区民に対して自助・共助を呼びかける区長の話はよく聞きますが、公助の強化についてはあまり記憶にありません。公助がベースにあってこそその自助・共助です。

◆ 事前復興について

Q 海津

災害が発生する前に、被害を最小限に抑えるための対策を講じることで救える命があります。災害が発生しても安全な生活環境を継続できるように、平時から取り組む事前復興は、ますます必要不可欠な施策です。

能登半島地震では甚大な住宅被害が出たと共に、犠牲者の多くが建物の下敷きになったとみられ、耐震化の重要性が増しています。在宅避難を積極的に呼びかける文京区としても、この事実をどのように具体化するか、重要です。

耐震化は死者数の軽減や火災延焼による被害拡大の防止に直接的な効果があり、地震による人的・経済的被害を軽減するため、最も重要な課題です。耐震化していない住宅の6割が65歳以上の高齢者のものとされ、年金で暮らす方々など、経済的に耐震補強に踏み出せない方々が多く、地震に対する恐怖を抱えつつ「家がつぶれるときもまた運命」とあきらめの声もあがります。

一方、多額の税金を投入する再開発事業を活用し、地震による倒壊や火災などの危機から生命や財産を守り、住み慣れた町で安心・安全な暮らしを実現している人もいます。再開発事業同様に、耐震補

強にももっと税金を活用する手厚い公助に踏み出す時期ではないでしょうか。

また、賃貸にお住いの方が耐震補強した住宅等への住み替え事業を福祉施策だけでなく、事前復興の事業の一つとして対象拡大や助成内容の拡充を検討すべきではないでしょうか。

避難所への避難者を最小限にとどめることを目指すなら、災害時に自宅で安心して生活できるための公助は不可欠です。

さらには、区民が在宅非難を実現する、ライフライン、下水道の耐震化も欠かせません。

下水道管工事の事業者は平時でも不足しており、災害時には圧倒的に不足し、トイレが使用できない期間が長期化することが予想されます。区長が推奨する在宅避難も難しくなります。また、マンションのトイレ対策も下水道管の無事が前提です。したがって、事前復興として私有地内の下水道管工事を助成し、耐震化を進めることの重要性は区も認識されているのではないのでしょうか。

下水道管の破損は浸水や汚水漏れを引き起こし、公衆衛生に重大な影響を及ぼし、感染症のリスクも高まります。

下水道管の耐震化は地域の安全性を高め、住民の安心感を増します。私有地の下水道管工事を助成し、耐震化を進めることは、在宅避難の実現に大きく寄与します。区の具体的な対応を伺います。

A 成澤区長

まず、助成内容の拡充についてのお尋ねですが、区はこれまでも、耐震改修促進事業により、住宅や賃貸住宅を含む、共同住宅等に対し、耐震改修工事等への、費用助成を行ってまいりました。本年度からは、補助対象となる建物を、拡充するなど、見直しを適宜行い、災害に強い、まちづくりに、取り組んでいるところです。

賃貸借人の住み替えへの、助成は考えておりませんが、賃貸住宅についても、耐震化が一層進むよう、積極的に、所有者の方への働きかけを行ってまいります。

次に、私有地内の、下水道管工事についてのお尋ねですが、耐震改修促進計画では、地震による、建築物の倒壊から、区民の生命と財産を保護することを目的としており、耐震化の目標を定め、耐震改修助成事業等を行っております。

建物敷地内から、下水道管に通じる排水設備の耐震化は、研究課題と認識しておりますが、明確な耐震化に関する基準などは定められていないことから、現時点では、耐震改修助成の対象とすることは、考えておりません。

海津の考え

文京区の避難所は、受け入れ可能な避難者数を大幅に超える避難者が想定されています。災害関連死防止の観点から、段ボールベッドでの睡眠や間仕切りによるプライベート空間の確保など、避難所の質を向上させることが最優先課題です。しかし、質の確保には避難所の収容人員の想定を減らし、一人当たりのスペースを広げる必要があります。

文京区がすべての避難者を受け入れる避難所を設置するのは難しいため、住宅の耐震改修補助の費用増額や下水道管の耐震改修補助を始め、在宅避難を可能にすることが重要です。避難所への避難者数を減らし、避難所の規模に見合った避難を実現することが必要です。

大地震が起きても避難所に避難する人が少なく、区民が在宅で安心して避難できる環境を整え、トイレ等の生活復興も速やかに進める。これにより、災害関連死を防ぐことができます。事前復興の視点でこのような被災後の文京区をイメージし、平時に補助金の拡充や強化などの施策を進めるべきです。

避難所について

Q 海津

4月に起きた台湾地震の避難所の充実ぶりや、「難民キャンプ並み」と揶揄される日本の避難所との格差に、多くの方が驚きを感じたと思います。避難所は苦しい生活を耐え忍ぶ場所ではありません。生活再建に向けて前向きになれる場所にすべきです。そのためには、平時から避難所の質の向上を図る様々な施策が求められます。

例えば、災害関連死を防ぐためには、プライバシーの担保など避難所環境の改善と共に、各種 NPO との連携も重要ですが、災害前の公助としては、避難所のハード面の整備が待ったなしです。学校再開後も被災者が心置きなく過ごせ、くつろげる空間や、男性と女性のトイレの割合を1対3に整備し、トイレにいかないために水分を控えることをしない状況を見据えた避難所の対策強化が必要です。現在改築中、増築中の公共施設も含め、「我慢を強いられない」「前向きになれる」「災害関連死ゼロ」を目指す避難所となる対策強化として、ハード面での具体的なアクションを伺います。

A 成澤区長

避難所の生活上の支障や、生活面での不安などに、寄り添っていくためには、環境整備は、重要な課題であると認識しております。

そのため、区では、避難所となる施設の、トイレの洋式化や、バリアフリー化等、ハード面の対策を行っております。また、プライバシー等に配慮した、パーテーションや段ボールベッドの備蓄などに取り組むとともに、発災時には、被災した区民の不安に寄り添い、新たな生活に向かうことが、できるよう、健康相談や、申請手続き等の相談を実施するなど、ソフト面でも、必要な支援を行ってまいります。

さらに、学校等についても、平時の活動と、発災時の避難所としての利用が、両立できるよう、動線に配慮するなどしており、今後も工夫して、取り組んでまいります。

海津の考え

文京区の避難所（体育館）は、学校が再開されると、避難者が日中に体育館のみで過ごすことになる可能性が高いです。他区の自治体では、学校再開後も避難者が避難所（体育館）に閉じ込められないよう、特別教室（音楽室、家庭科室、図書室等）を体育館近くに配置し、これらの教室も避難者が使えるように設計しています。平時には、体育館同様に特別教室を地域に開放しています。

文京区は、避難所の質を向上させるための工夫が不足しているのが現状です。

子どもの最善の利益～教育センターのあり方

Q 海津

来年4月に児童相談所が開設を控え、子どもたちの最善の利益を守るためには、教育センターの重要性が増す中、抜本的な改革が急務です。特に、支援を要する子どもの問題を、子どもの発達、家族の問題にすり替えがちな専門職の意識改善は待ったなしです。

例えば、不登校の子どもたちの学習権を保障するふれあい教室では、自傷や他害行為があった子どもに対し「家で休んだ方がよい」と安易に判断する事例があります。アセスメントも不十分で、単に子どもの問題にすり替えるだけで、教育者自身の関わり方や教材の提供を省察する姿勢が欠けています。子どもの学習権を保障するうえで、対話的な学び・関係で子どもの学びを広げ、深められる専門性が求められます。が、子ども、保護者からは疑問の声があがります。

そもそも、ふれあい教室の日常は原則、午前中は一律に自主学習とし、「わからないところがあれば聞

く」という形態をとっていますが、自習も自分で教材を準備することも難しいものです。不登校の子どもたちの過ごす場所を提供しているだけにすぎないように映ります。本来であれば、一人ひとりの知的好奇心に応じた個別カリキュラムを子どもと共に作り上げ、個別な学習支援をすることが望まれています。それだけの専門性を持った人材が不足しているのでしょうか。同じ施設内にあるb-ラボの活用すら遅々としてすすみません。

23区中10区で長期休暇中も子どもが毎日利用できる環境を提供する中、文京区は、毎日、利用できることの意義を理解しているとは言い難く、多様な子どもたちに応える運営に限界を感じます。ふれあい教室の課題をどのように捉え、早急な改善を図るのか、伺います。

子ども権利条約やこどもの基本法を理解している職員がどれほどいるのかも疑問です。子どもが自分の持つ権利を理解し、実感できる場所であるべきですが、現状では子どもの意見表明権すら十分に担保されていません。子どもたちが教育センターで受ける支援が自分にとってどう感じられているかを把握するためには、匿名性を担保し、安心して意見を伝えられるように第三者機関に委ねたアンケートを実施することが重要です。これは、子どもの声を反映させ、支援の質を向上させるために不可欠な手段です。伺います。

チーム学校の実現が急務です。教育委員会もチーム学校の実践を掲げていますが、保護者からの実感は聞こえてきません。教員だけでは子どもの多様な学びを支援するには限界があるにもかかわらず、保護者からの子どもに関わってきた専門職の学校への派遣要請を、教育センターは断るなど、子どもの最善の利益を損ねる判断がなされています。

区として重層的な支援を重要課題に掲げ、「断らない相談」の実現を目指していますが、教育センターがそれを理解していないため、子どもや家族への支援に大きな支障が生じている現状です。また、アセスメントと支援のプログラミングができる専門性の高い専門職が学校と積極的に連携できない形態で、さらに、具体的なアプローチまでに相当な時間を要しています。このままでは、教員の休職・退職の増加につながり、公教育の崩壊の危険さえあります。教育長は、「チーム学校の実践で子どもたちに質の高い学びを提供する」と答弁されていることが机上の空論で終わってしまいます。伺います。

A 教育長

まず、ふれあい教室の長期休暇日も中の利用等についてのお尋ねですが、夏季休業中は、普段体験できない活動に取り組む機会が増える反面、生活のリズムが崩れやすい面があります。そのため、ふれあい教室では、夏季休業中に「教室開放日」を設定しております。夏季休業期間をよりよく過ごすための準備として、夏季休業開始後5日間と、2学期開始に向けた準備のため、夏季休業期間の最終週5日間の計10日間、午前中に、自主学習や軽運動などを実施しております。ふれあい教室の長期休暇中のあり方については、子どもの意見や参加状況等を踏まえながら、教室の目的である、「子どもの情緒の安定」、「基本的生活習慣の改善」などにつながるよう、更に工夫してまいります。

また、「学びの保障」に繋がるよう、利用している子ども一人ひとりの知的好奇心に目を向け、指導内容の更なる工夫・充実に努めてまいります。

次に、第三者機関によるアンケートについてのお尋ねですが、教育センターでは、子どもたちの身近にいるカウンセラーや各種専門職が、日々、直接、子どもたち一人ひとりの声を丁寧に聞き、各事業の実施や運営に活かすよう努めております。そのようなことから、現時点においては、直ちに第三者機関によるアンケートを実施する予定はございませんが、子どもの権利を子ども自身が理解できるよう、子どもが声をあげやすい環境づくりに努めてまいります。

また、不登校などの背景や、相談内容が複雑化・多様化している中で、子どもや保護者の考えを的確に受け止め、関係者の気持ちに寄り添った支援につなげることができるよう、専門職を含めた職員の更なるスキルアップに努めてまいります。

最後に、チーム学校についてのお尋ねですが、教育センターに、心理や福祉の専門性を有するスタッフとして、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を配置し、各校と連携するなかで、早期に気になる子どもの様子を把握しております。把握した情報は、校内で開催される支援会議などを通して教員と共有しており、心のケアに留まらず、必要に応じて福祉的支援へとつなげております。

さらに、特別支援学級や通常学級に在籍する特別支援教育を必要とする児童・生徒には、作業療法士等の専門家を派遣し、児童・生徒本人への働きかけを行っております。あわせて、教員に対しては、指導方法についての助言を行っております。

なお、個別の事例については、当事者のご意見を丁寧にお聞きし、子どもの状況を踏まえ、関係者間で対話を重ねて、個に応じた対応に努めてまいります。また、子どもを中心とした、より良い支援のあり方について共通認識を持つことで、「個別最適な学び」やきめ細やかな支援へとつなげてまいります。

「チーム学校」として、学校が教育活動に取り組めるよう、教員、専門職、福祉分野などの様々な関係者が共通認識を持ち、子どもを中心に協力体制を築くことにより、子どもや保護者の安心につながるよう、更に進めてまいります。

海津の考え

文部科学省の「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」は、すべての子どもが適切な教育を受けられるようにする包括的なアプローチを提唱していますが、教育センターはこのプランを理解し、実践できていないことが答弁から見て取れます。教育長の答弁で、教室の目的を「子どもの情緒の安定」「基本的生活習慣の改善」としている点も問題です。これは本来、子どもの多様な学びを保障した上でのことです。

また、この答弁は、子どもの「情緒の不安定」や「基本的生活習慣の欠如」を不登校の主因と見なしているスタッフの考え方を反映しています。不登校の子どもたちにとって、夏休みも毎日通える居場所があることは非常に重要です。学校に通えないことで孤立感や不安を感じやすい子どもたちにとって、夏休み期間中も安心して過ごせる場所があることで、心の安定が保たれます。毎日通える居場所は、子どもたちが日常のリズムを維持し、社会とのつながりを感じる機会を提供します。これにより、学校に対する恐怖心が和らぎ、復帰への第一歩を踏み出すきっかけにもなります。

さらに、居場所を提供する活動や支援は、子どもたちの興味や関心を引き出し、自信を取り戻す手助けとなります。友達や支援者との交流を通じて、人間関係の構築やコミュニケーション能力の向上も期待できます。これらの経験は、子どもたちの自己肯定感を高める大きな力となります。引き続き、夏季休業中も毎日、ふれあい教室が開かれるように求めていきます。

さらに、子どもたちが「意見を聴かれていない」と感じているにもかかわらず、自己評価で「丁寧に聴いている」とし、第三者機関によるアンケートを実施しないとする考え方には大きな問題があります。これは、子どもや保護者から信頼を得るのが難しい現状を反映しています。教育センターのスタッフによる聞き取りでは独立性と客観性が欠け、公正な意見収集には限界があります。内部だけの取り組みでは不十分です。第三者機関によるアンケートの実施は、子ども誰ひとり取り残すことのない多様な学びの実現に必要不可欠です。

家庭任せにしない包括的性教育

Q 海津

昨年度、区長は「包括的性教育を義務教育に加えていくことは様々な意見があり、扱い方は慎重に検

討すべきものである」と答弁されました。しかし、包括的性教育は、子どもたちが健康的で安全な生活を送るために必要な知識とスキルを提供し、ジェンダー平等や多様性の理解を促進する重要なものです。また、性に関する正しい情報を得ることで、子どもたちは自己尊重と他者尊重の意識を持ち、リスクを避ける能力を身につけることが研究で明らかにされています。

家庭まかせでは、家庭によって教育の格差が生じる可能性があります。国連からも包括的性教育の実施を求める勧告が出ています。昨年度には性犯罪に関する法律が改正され、「不同意性交罪」が新設され、包括的性教育を子どもたちが受ける重要性はまったなしです。区長は、子どもたちが包括的性教育を受ける重要性をどう捉えているのでしょうか。家庭任せにせず、区として、包括的性教育を確実に子どもたちが学べる取り組みをどのようにしたら実現できるか検討されたのか、伺います。

A 成澤区長

包括的性教育は、人権尊重を基盤に、子どもの幸福・健康、肉体的、精神的、社会的に、全て満たされた状態である、「ウェルビーイング」の実現を目的とする、重要な取り組みと認識しております。

区では、男女平等センターでの、啓発事業のほか、「性と生殖に関する健康と権利」の大切さを、若い世代が同世代へ伝える、「ピア・アクティビスト」育成事業等を通じ、普及啓発などに、取り組んでいるところです。

子どもへの包括的性教育については、人権、ジェンダーや多様性への理解、年齢別のテーマ等が、多岐にわたることから、様々な視点から、子どもたちが学べる取り組みについて、関係する機関が連携しながら、引き続き、研究してまいります。

海津の考え

区の答弁は結局、「家庭が頑張るしかない」という諦めを抱かせるものでした。また、包括的性教育の重要性を理解しているとは思えません。家庭任せにせず、子ども誰ひとり取り残さず、包括的性教育を学べる仕組みを「今」実現することを求めます。

まちづくり：児童数増と学校インフラの不均衡について

Q 海津

文京区では、高層マンションや大型マンションが次々と建設される中、事業主と事前協議を行い、「快適なまちづくり」や「地域貢献」等を求めています。実際には事業者からの協力はほとんどありません。マンション建設が法律を守ってさえいけば進行し、区として止める手段を持ちません。

結果として、学校インフラが追いつかず教室不足が深刻です。学級数に対応する教室を確保するのが精一杯で、多様な学びや個別のニーズに応える「個別最適な学び」のための教室整備は限界に達しています。建替えを終えたばかりの誠之小でも、新しい時代の学びを実現するには程遠い学校環境です。このような状況は、「文の京」と呼ぶにはお粗末で、戦後の教室不足を思い起こさせます。先生方は工夫を凝らして対応していますが、多様な学びを保障する教室不足が続く中で疲弊しています。増築中の本郷小学校区域でも、大型マンションの建設予定があり、教室がさらに不足することは確実です。子ども一人ひとりがその子らしく学べる環境を整備することは、子どもの今を応援し、将来への投資でもあります。他区では大型建築物の事業者から学校施設への整備費などの協力金を得ています。文京区は、大規模マンション建設に伴う学校インフラの不足をどのように改善し、子どもにとっても「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するのか伺います。

A 成澤区長

マンション建設等による、人口増加に伴い、学校インフラ整備に課題があることは、認識しております。

区では、今後も年少人口の増加が想定される一方、将来的な人口減少社会の影響も、見据える必要があります。そのため、今後、改築を予定している学校については、より柔軟に、児童・生徒数の増減に対応してまいります。

また、現在見直し中の、都市マスタープランでは、子どもを含め、誰もが安全で快適な魅力あるまちづくりに向け、まちの将来像や、土地利用・都市施設などの整備方針を示しております。

見直しを行う中で、子どもを対象にした、パブリックコメントとして、10年後の文京区をどのようなまちにしたいかを聞いており、これらの意見を踏まえ、子どもたちにとっても、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

なお、議員ご提案の手法等については、他自治体の事例を、研究してまいります。

海津の考え

文京区が「個別最適な学び」を子どもたちに届ける気がないことが、答弁から見えてきます。全国学力学習状況調査で文京区の子どもの学力が高いのは、家庭が子どもを塾等で勉強させている背景があるからです。区長は、家庭での教育がしっかりしている文京区では、大型マンション建設に対して物言いしてまで、教室環境を整備して「個別最適な学び」を区立小学校で届ける必要はないと思っているように感じます。しかし、子ども一人ひとりの多様な学びを保障するために学校環境を整備することは、自治体の責務です。「個別最適な学び」の実現に向けて、教室整備を改めて求めていきます。

障害者への合理的配慮について 法令遵守は？

Q 海津

障害者差別解消法が施行され、自治体に基礎的環境整備や合理的配慮が義務付けられてから8年が経過しました。昨年度、区長は「法令や条例の遵守が自治体経営の根本であり不可欠である」「所管部署と法規担当部署が連携し、法令、条例等の適用関係について、多様な視点から適切に確認を行っている」と自信を持って答弁されています。しかし、答弁と現状の区政には大きな違いがあります。区長には実態が伏せられているのでしょうか。例えば、障害のある人からの合理的配慮の申し出を「特別扱いはできない」と断る事例があります。職員間で法の順守や人権意識が十分に培われていない実態が見受けられます。障害者差別解消法は「障害福祉課だけの問題」「自分の仕事には関係ない」といった思考が根付いているようです。研修は実施されていますが、効果は感じられません。人権についての理解が不足している対応も見受けられます。区長の目指す区政と実態の乖離をどのように省察し、改善していくのか伺います。

令和4年5月に「障がい者情報アクセシビリティ及びコミュニケーション施策推進法」が施行され、文京区には、障害のある人が障害のない人と同じタイミングで情報を取得でき、格差を感じないようにするための環境を整備する責務があります。しかし、2年経っても、聴覚障害のある人などが、障害のない人たち同様に当たり前で傍聴できる環境を整えていない審議会・委員会がほとんどです。

これは法令遵守がなされておらず、区民の区政参画を謳う自治基本条例にも反していると考えます。

区長は「障害のある人は社会の対等な構成員である」という認識を持たれていますか。

区の法令遵守が不十分な原因は、職員の中に「障害のある人を受け入れてあげる」という「思いやり」や「慈悲」のレベルで考えている側面があるからではないでしょうか。

障害のある人が人生に制約を受けている文京区政の現状を、区長には危機感を持っていただきたいと願います。伺います。

文京区はこの4月から「手話言語条例」および「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関わる条例」を施行しました。具体的にどのような取り組みをいつから行い、この条例を文京

区全体で育てていくお考えですか。伺います。

また4月からは、障害のある人への合理的配慮が民間事業者にも義務化されました。商店や企業が合理的配慮をするためには、行政の支援も必要だと思います。実践の専門知識を持った人材による相談や経済的支援、商店などのユニバーサルデザインも重要です。

文京区が目指す「だれもがいきいきと暮らせるまち」を、障害の有無に関わらず、身近な生活の中で実感できる「まちの活性化」に向け商店等を、さらにどのように支援していかれるか。

かつ、合理的配慮の提供は、障害のある人たちのわがままなどではなく、誰にとっても生きやすい、公平な社会を創ることなのだというのを、区長はどのように発信していくのでしょうか。伺います。

A 成澤区長

まず、合理的配慮の、認識についてのお尋ねですが、区が実施する、事務事業等については、障害のある方から、社会的障壁の除去についての意思表示があった時に、実施に伴う過重な負担がない場合は、個々の状況に応じて、合理的な配慮をしなければならないものと、認識しております。

一方、合理的配慮に関する、区への対応についてご意見をいただくこともあり、個々に改善に努めているところですが、改めて、区全体として、法に則った対応が重要であることを再認識する必要があると考えております。

こうしたことから、障害者差別解消法の趣旨を、再度全区に周知し、理解を深めるとともに、具体的な相談や対応を収集し、事例として、共有することで、区全体の対応力を向上させるなど、障害のある方に対する、合理的な配慮を進めてまいります。

次に、審議会・委員会の、傍聴における対応についてのお尋ねですが、

希望する方が、手話通訳を利用できるよう、手話通訳者の確保や養成等を進め、環境整備に努めてまいります。

また、意思疎通を支援する、ICT等の活用について、今後の技術革新や、他自治体の動向を注視しながら、検討を進めることで、法の趣旨に則った対応ができるよう、努めてまいります。

次に、障害のある方に対する、認識等についてのお尋ねですが、

区は、基本構想を貫く理念として、だれもがいきいきと暮らせるまちを掲げており、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を目指しております。

本年4月の、改正障害者差別解消法の施行や、手話言語条例、障害者による、情報の取得及び利用、並びに意思疎通の促進に関する条例の制定、という機会を捉え、改めて、区全体として、障害の特性や、必要な合理的な配慮等に基づく対応を推進していくため、職員に対して、法律や条例の趣旨を周知し、障害の有無に関わらず、誰もが、あたりまえに、区民として、地域とともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向け、取り組みを、一層進めてまいります。

次に、手話言語条例等に基づく、取り組みについてのお尋ねですが、条例の概要については、区報等において、区民に周知を行ったところであり、具体的な取り組みについては、今後、当事者団体の意見等を踏まえ、進めてまいります。

次に、区内商店への支援についてのお尋ねですが、文京産業ニュース、「ビガー」や、区内商店を対象としたセミナーにおいて、合理的配慮について周知を行うなど、区内商店や区内産業団体等の事業者にも、様々な機会を通じて、情報を発信することで、障害者差別解消法に基づく、合理的配慮の理解を進めてまいります。

また、区内商店を始めとする、民間事業者からの、相談対応等に係る支援策や、建築物のユニバーサルデザイン等の環境整備の支援については、他自治体の取り組み事例を参考に、研究してまいります。

次に、合理的配慮の提供の発信についてのお尋ねですが、全ての区民が、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障害や障害のある方に対する理解を促進できるよう、様々

な機会を通じて、発信してまいります。

海津の考え

区長が繰り返す「努めてまいります」「進めてまいります」という言葉に強い違和感を覚えました。なぜなら、努めることも進めることも、法律では自治体の責務として当然のことだからです。

区長が本来語るべきことは、これまでの「努め方」や「進め方」の何に問題があり、なぜそれがうまくいかなかったのかです。文京区は「誰もがいきいきと暮らせるまち」を目指し、「全ての人が障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を掲げています。しかし、現状は障害のある人が取りこぼされており、区の施策に何が不足しているのかを明確にすることが重要です。

区のリーダーが具体的な問題点を把握しないままでは、障害の有無による分け隔てのない社会の実現は難しいでしょう。

子どもの貧困への対応

Q海津

生活保護法の改定により、来年4月1日から生活保護受給世帯の「子ども本人の希望を踏まえた進路選択の実現」を目指すことが掲げられました。貧困の連鎖を防止するためには、子どもの選択肢を増やし、本人の希望が叶うように、これまで以上に多様な観点から学習や生活環境を支援することが重要です。高校卒業後の平均賃金は約18万円、大学卒業後は約23万円です。子どもが諦めることなく、多くの選択肢を持てるようにするために、子どもが「勉強がわからない」ということがないように学習支援を拡充させることが不可欠です。

文京区の調査では、「周りの子と比べて勉強ができない」と感じている小学生は14.6%ですが、就学援助を受けている小学生では27.7%と、約2倍に上ります。勉強がわからないことで「自分は勉強ができない」と思い込んでしまうことは、自信喪失につながり、日常生活にも悪影響を及ぼします。

現在、区では生活困窮自立支援事業の一環として、小学4年生から中学生までを対象に週2回の学習支援を行っています。しかし、小4からの学習支援では遅すぎます。授業の難易度が上がる「小3の壁」に向けた支援が不足しているのです。例えば、小3からは算数で割り算や分数が加わり、授業が難しくなります。そのため、小学校入学時から「わかる」「もっと知りたい」を実感できるような学習支援の拡充が必要です。

生活保護法改正の趣旨を実現し、子ども本人の希望に基づいた進路選択を実現するためには、学習支援を週3日に増やすことが必要です。週3日の学習支援により、子どもたちの学びが深まり、将来の基盤が強化されます。学びは、大学進学等だけでなく、子どもの今、そして、将来にわたって子どもを支える基盤となります。

子どもが学習支援を通じて地域とつながり、必要な情報や支援を得ることで生活環境が改善されると共に、困ったときなどの相談先を得ていくことにもつながります。それだけに、学習支援を行う側が地域に根ざした人材であることも重要です。地域全体で子どもたちを支える事業者であることが、児童相談所開設にむけても必須であると考えます。

また、委託事業で学習支援を実施する際、所管課の姿勢も大切です。所管課が「～の通りやっているか」とチェックするのではなく、現場で子どもたちの声に耳を傾けている事業者から、自分たち行政は何をバックアップすべきか聴く姿勢が重要です。事業者とどのような関係性を構築し、子どもたちを支援しているのでしょうか。伺います。

また、現状の制度では、生活保護を受けながらの大学進学は認められていません。世田谷区では、学費を最大50万円まで支給する給付型奨学金を今年度から開始しました。成績要件はなく、中途退学しても返還不要です。このような取り組みは、貧困の連鎖を断ち切り、地域全体の社会的および経済的な発展に寄与すると考えられます。生活保護法の改正の趣旨からも、文京区でも、子どもが希望する進路選択を支援するために、また若者支援としても、同様の給付型奨学金の新設は重要だと思います。伺います。

A 成澤区長

まず、生活保護法改正についてのお尋ねですが、法改正による、「生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業」については、大切な視点であると認識しております。これまでの実績や、課題、ご本人の希望等も踏まえた、区における、ふさわしいアプローチについて、検討してまいります。

次に、生活困窮世帯、学習支援事業の拡充についてのお尋ねですが、本事業については、令和7年度より、新たに、小学生、中・高校生の学習支援事業を、一体的に運営することで、支援が切れ目なく継続することとしております。また、議員ご指摘のような、学年や頻度の拡大は現在考えておりませんが、学習以外の、様々な体験活動の実施や、中学校3年生、高校3年生等を対象とした、模擬試験における、受験料の支援、進路選択や、奨学金の活用等に関する情報提供、生活に関する相談支援等を、拡充してまいります。

本年度は、これらの拡充策を踏まえ、地域とともに、適切に実施できる、委託事業者の選定を行ってまいります。

次に、委託事業者との関係性の構築についてのお尋ねですが、委託事業者とは、生徒一人ひとりに関する状況や、保護者からの相談などを、適切に共有しております。また、区職員が、学習支援会場で、学習会の様子や状況を、確認するとともに、委託事業者から、現場における意見を収集するなど、支援の充実に繋がるよう、努めているところです。

次に、給付型奨学金についてのお尋ねですが、生活保護世帯から独立し、大学等に進学した学生に対する、給付型奨学金の実施については、国の動向や、他自治体での取り組み等を踏まえ、研究してまいります。

海津の考え

区長は、週3日に学習日を増やすことや、小学1年生からの学習支援を増やさない理由をまったく述べていません。学習以外の活動も重要ですが、子どもが最も長い時間を過ごすのは学校です。「勉強がわからない」という理由で、教室で安心して「ここにいてもいいんだ」と思えない子どもたちのためには、体験活動の前に、「わかる」「勉強って面白い」と思える学習支援が重要です。学習支援の拡充を強く求めます。

若者支援について

Q 海津

文京区は義務教育終了まで不登校や特別な配慮が必要な子どもを支援する体制を整備していましたが、高校生については支援がほとんどなく、保護者からは「自己努力の世界だ」との声が上がっています。不登校の子どもたちは通信制高校を選択することも多く、退学せずに学びを継続したり、退学後、高卒認定資格を得る等の支援には家庭の経済状況も影響します。これは18歳以降の若者支援にも関わります。文京区はどのように支援していく考えでしょうか。

A 成澤区長

子育て支援は、高校生世代にまで継続していくことが重要と捉えており、これは、通信制高校等に通う生

徒や、特別な配慮が必要な高校生世代についても、同様であると認識しております。

区では、令和5年度より、「高校生世代育成支援金」として、所得によらず、高校生世代を養育する、全ての世帯を対象とした、区独自の給付を実施してまいりました。児童手当については、その後、国による拡充が実施されることとなったことから、この児童手当に相当する支援を改め、高校生世代の、様々な活動や、学業等に必要な支援策を、別途検討してまいります。

また、これまでも、小・中・高と、切れ目なく学びを継続していくために、奨学資金給付や、塾代助成など、区独自の育英事業に、取り組んでおります。

なお、若者支援に関しては、個々の状況に応じて、適切な支援につながるよう、それぞれの所管において、対応しており、今後、「子ども・若者育成支援推進法」で想定している、30歳代までの、幅広い年齢層を視野に入れた施策について、検討してまいります。

海津の考え

通信制高校を選択する子どもたちや高等学校卒業認定試験合格を目指す子どもたちは、同時にサポート校に在籍することが少なくありません。しかし、サポート校の学費は家庭の経済力に大きく左右されるのが現実です。若者支援の一環として、高校卒業を目指すすべての子どもたちを応援する施策を検討し、実現してほしいと願います。

老いることの不安

Q 海津

社会学者の上野千鶴子さんは、「安心して弱者になれない社会で生きている」と著書で述べています。その背景には「自己決定・自己責任」という言葉が広く浸透し、困っている人を追い詰めているという分析があります。この分析に対しての区長の見解を伺います。

結婚していない、子どもがいない、頼れる身寄りがない人が増えている現状で、区に対してどのような公助が求められているのでしょうか。身寄りがないうえ「公助も頼れない」と感じる区民がいます。大きな課題です。「公助に頼れる」「弱者になっても安心して生きていける」と感じる文京区となるため、区長は課題をどう分析し、どのような事業の立ち上げが急務だと考えているのでしょうか。

昨年度、「老人福祉・介護事業者」の倒産は過去2番目の多さで、休廃業・解散も過去最多となり、介護事業者の苦境が広がっています。倒産に至らなくても、人手不足などで経営が安定しない事業者は多く、文京区内でも同様です。慢性的な人手不足により、「面倒な利用者」が疎まれる実態もあります。人生の最後まで尊厳を持って過ごすには介護事業者の安定した経営は必須です。

予防に費用をかけることは、問題が起きてからのコストと比べて長期的に経済的です。借入金利が1%あがることで企業の7%が赤字になるとの試算があるなか、文京区として、高齢化社会を支える事業者はもちろん、障害福祉の事業者への支援も重要性はさらに増しています。介護離職を防ぐうえでも急務です。具体的な施策を伺います。

A 成澤区長

まず、社会生活における、不安についてのお尋ねですが、区では、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による、共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、個人の力では解決できない、複雑化・複合化した課題が増加していると認識しております。

このような社会の中、区においては、地域共生社会の実現に向け、自らが、生活を支え、自分らしい生活を続ける「自助」や、ボランティア活動、地域での支え合いや、見守りといった「互助」で、地域における住民主体の課題解決力が高まるよう、支援するとともに、各種保険制度の「共助」や、公的な福祉保健サービスの「公助」を充実させ、生活課題を抱えたまま、孤立している人がいない地域

づくりが、必要と考えております。

このため、今後は、重層的支援体制、整備事業を活用し、各分野の支援機関が、連携して、一つのチームとなり、地域資源や、ネットワークを重ね合わせることで、安心して、生活できるよう、地域ぐるみの、支え合いを推進してまいります。

次に、事業者への支援についてのお尋ねですが、少子高齢化が進む社会においては、介護離職に対する取り組みとしての、事業者の支援は重要であると認識しており、これまでも、社会情勢や、時勢を捉えながら、国や都の制度を活用するほか、様々な支援を、行っているところです。

介護人材への支援としては、住宅や研修、介護保険の、EPA 人材に関する補助を、実施しており、本年度から、新規事業として介護支援専門員等、研修費用補助等を、開始しているところです。

さらに、施設の、整備・運営への支援としては、公有地等の貸付のほか、用地取得費や、施設・設備の整備費補助等を行っております。また、社会情勢や、国の動向を踏まえ、物価高騰対応、支援給付金、交付事業を実施してきたところです。

海津の考え

生活課題を抱えたまま孤立している人がいない地域を目指して、「公助」として今、何が足りないのか答弁からは見えてきません。「安心して弱者になれない」と感じる人たちの不安をどう改善すべきか、事業の検証が必要です。区として「やっています」の繰り返しでは何も生まれません。

介護離職や介護人材への支援についても「やっています」と言うだけでは、介護離職や人材不足が解決されず、区政の省察も見えてきません。事業の検証と省察があってこそ、事業のアップデートが可能です。何が問題で、どこを変えるべきか、区政をチェックしていきます。

「共同親権」について

Q 海津

厚生労働省の調査によると、2020年の離婚件数のうち、未成年の子どもがいる離婚は全体の約6割に達しています。離婚後も両親が共に親権を持つ「共同親権」が可能となる改正法が2年以内に施行されます。しかし、共同親権の導入にあたっては、DV や虐待の継続、さらには、子どもが在籍する学校等の対応も複雑化するなど、さまざまな懸念が指摘されています。区としてどのような課題認識を持っているのでしょうか？

「だれもがいきいきと暮らせるまち」を目指し、「こどもの最善の利益」を掲げる文京区として、問題が深刻化する前に、区民が気軽に相談できる専門家による法律相談を拡充し、適正な手続きを進められる体制を強化すべきです。

また、「共同親権」について、改正された法律の解釈を正しく理解するために、「子育て支援」の一環としてわかりやすい情報を区のHPで提供することも重要です。さらに、子どもが自身の権利を正しく理解し、権利が損なわれる危険があるときには親に自分の意見を伝えられる支援も考えるべきだと思います。

さらに、離婚協議中や離婚後において、子どもに心理的なサポートを提供するとともに、両親へのカウンセリング提供も不可欠です。子どもと親の双方が無料でカウンセリングサービスを受けられるようにすることは、子どもにとって安心した生活環境を創る手助けとなるはずです。社会で子どもを育てるということからも、公的な資金で支えるのは重要だと考えます。もっとも身近な自治体として、どう支えていくのか、伺います。

A 成澤区長

まず、共同親権導入の課題についてのお尋ねですが、法律案に対する、附帯決議に記載されていると

おり、共同親権導入が、地方自治体の施策や事務に、一定程度の影響を与えるものと認識しております。改正法施行に向けた、今後の国の動向を注視しつつ、区の施策に与える影響や課題を、整理してまいります。

次に、法律相談体制の、強化についてのお尋ねですが、

区では、現在、「子どもの最善の利益を守る法律専門相談」を実施しており、子どもを取り巻く、法律的な相談に、弁護士が専門的な助言を行っております。

また、関係機関においても、各種専門相談窓口が設置されており、相談内容に応じて、適切に、ご案内しているところです。

引き続き、共同親権に関する、相談も含め、区民が必要な時に、安心して専門相談を受けられるように、してまいります。

次に、情報提供と、子どもの支援についてのお尋ねですが、法律の解釈について、わかりやすく、区民に周知することは、重要であると認識しており、区ホームページにおいて、各種手続きを、適切に行うことができるよう、周知の充実を、図ってまいります。また、対象となる子どもが、自らの悩みや気持ちを、親に伝えることができるよう、地域における見守りや、関係機関とのネットワークを強化し、引き続き、子どもの最善の利益を守る取り組みを、進めてまいります。

次に、心理的サポートについてのお尋ねですが、本区では、離婚を考えている、区民を対象に、子どものメンタルケアや、離婚後の親子交流の取り決めなどについて、「パパとママの離婚講座」を実施しております。

また、離婚後も、子どもの安定した養育環境の確保を支援するため、「親子交流支援事業」や、「養育費確保、支援事業」を実施しているところです。

引き続き、子どもが安心して生活し、成長することのできる支援を、進めてまいります。

なお、議員ご提案の、カウンセリングサービスにつきましては、他自治体の状況等を参考に、研究してまいります。

海津の考え

「関係機関においても、各種専門相談窓口が設置されており、相談内容に応じて適切に案内している」との答弁から見えるのは、「適切」という自己評価の危うさです。事業を行うと同時に、当事者にとってその事業が十分であるか、「適切」な相談事業であるかを、当事者からの率直な意見を集めて検証することが必要です。それによって初めて、文京区の「自己満足」ではない「適切」な相談事業が実現します。共同親権の課題も見据え、当事者が安心でき、希望を失わずにいられる相談事業となるよう、提案を重ねていきます。

地方自治法の改正について

Q 海津

大規模な感染症や大災害などの際に国が自治体に対応を指示できるようにする地方自治法改正について伺います。改正により、国と地方自治体の「対等・協力」関係が崩れる懸念があります。世田谷区長は「国が殿様、地方自治体が家来になりかねない」と述べ、杉並区など9自治体は「国の指示がないと動けない体質になる」と要請書を提出しました。

文京区民の命と財産を守る区長として、この改正案をどう見ているのでしょうか。また、地方分権について「適切に対応する」と答弁されていますが、その「適切」の具体的な内容を教えてください。国に対して懸念を表明されたのか、国の指示待ちで文京区が思考停止に陥ることはないのか、伺います。

A 成澤区長

本法案は、国民の安全に、重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国が、自治体に必要な指示を出すことができる特例を定めるものと認識しておりますが、国の自治体への干

渉強化や、地方自治の根幹である、国と地方の対等な関係を崩すものであってはならないと考えております。

先般の新型コロナウイルス感染症対策においても、国や都の動向を踏まえながら、本区では、医療機関の多い区の特性を生かし、PCR 検査センターを設置し、検査体制を整備したほか、店舗等に対する支援や、子ども宅食プロジェクトを通じた、食料品等の臨時配送を実施するなど、区独自の施策を、スピード感を持って実施してきたところです。

自治体と国は、それぞれの立場から、住民の生命と財産を守る使命を有していることから、区民にとって最適な施策を、区の自主的な判断により、展開すべきであることは、言うまでもありません。

本法案の内容については、緊急事態における特例であり、国と地方の対等な関係を崩すものではないものと認識していることから、直ちに、意見を表明する考えはございませんが、引き続き、国の審議状況や、全国市長会等の動向を注視してまいります。

海津の考え

国からの指示や全国市長会等の動向を待つ姿勢がよく伝わる答弁です。区長は自分の判断を避け、できる限り責任回避を図ろうとしているように感じます。かつては「ファーストワン施策」を掲げ、他の自治体では実施していない先駆的な施策を目指していました。

しかし、現状の文京区政にはその姿勢が見られず、むしろ「ワーストワン施策」、ワーストワンにだけではないことを目指し、他の自治体で実施されていることを後追いする風土に変わっているように思えます。

ここに記載した質問は、事前に区へ提出したものです。本会議質問では、質問に与えられた 30 分に収まるように、下線部分以外は、読み上げていない箇所もあります。答弁は、事前に出した質問《ここに記載した内容》を元に作成されています。